

日立市の建築基準に関する指定状況について

平成19年12月1日作成
令和元年10月8日更新

◆集団規定関係

		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区	
建ぺい率	(%)	40 50	60	60	60	60	60	60	80	60	80	60	60	60	
容積率	(%)	80 100	150	200	200	200	200	200	200	200	400 500 <small>〔日立駅前地区の一部〕</small>	200	200	200	
絶対高さの制限	(m)	10													
外壁後退距離	(m)	外壁後退距離(都市計画法)及び壁面線(建築基準法)の指定はありません(ただし、建築協定・地区計画により外壁後退距離が定められている場合があります)													
壁面線の指定	(m)														
道路斜線	適用距離(m)	20(m)							20(m)	20(m) 25(m) <small>〔容積率500%の場合〕</small>	20(m)				
	勾配	1.25							1.5						
隣地斜線	立上り(m)	20(m)							31(m)				20(m)		
	勾配								1.25						
北側斜線	立上り(m)	5(m)	指定なし 法第56条第1項第3号カッコ書に基づき条例により日影規制がされているため												
	勾配	1.25													
日影規制	対象建築物	軒高>7m又は階数≥3	建築物高さ>10m		建築物高さ>10m <small>(臨港地区を除く)</small>										
	算定地盤面	1.5(m)	4.0(m)		4.0(m)										
	日影規制時間	5~10m	(一) 3時間	(二) 4時間	(二) 5時間										
		>10m	(一) 2時間	(二) 2.5時間	(二) 3時間										
法22条区域	市街化区域の全域 (防火・準防火地域以外)		※上記は建築基準法に基づく指定状況を表したものです。建築協定など他の建築制限がある場合があります。建築基準法令に基づいて適切にご利用ください。												

◆構造規定関係

地表面粗度区分	Ⅱ or Ⅲ (建設省告示第1454号に基づく区分Ⅰ、Ⅳの指定はありません)
施行令第87条に定めるVo	30m/s
垂直積雪量	40cm 日立市建築基準法施行細則第26条

◇このパンフレットに関するお問合せ先
日立市 都市建設部 建築指導課 0294-22-3111 内線 432、433

◆中間検査の指定状況

H21.4.1現在

対象建築物	延べ床面積500㎡以上又は地上の階数が3以上の建築物
特定工程	木造:屋根及び軸組工事 RC・SRC造:2階のはり及び床の配筋 S造:1階部分の鉄骨建方